

第一百四十四号議案

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書を削る。

第十五条第一項第一号中「、直系血族又は直系姻族」を「若しくは直系血族若しくは直系姻族又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第五条第二項ただし書を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）の改正を踏まえ、東京都福祉住宅の使用名義者の変更の承認に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。